

# 登録有形文化財の産業遺産における保存・活用の現状

# A CURRENT STATUS OF THE CONSERVATION AND UTILIZATION OF INDUSTRIAL HERITAGE SITES LISTED AS REGISTERED TANGIBLE CULTURAL PROPERTIES

中井陽子 ——— \* 1 上北恭史 ——— \* 2

Yoko NAKAI ——— \* 1 Yasufumi UEKITA ——— \* 2

キーワード：  
産業遺産, 登録有形文化財, 保存, 活用

Keywords:  
Industrial heritage, Registered tangible cultural heritage, Conservation, Utilization

The purpose of this paper is to analyze the characteristics of Industrial Heritage Sites listed as Registered Tangible Cultural Properties in Japan. The first step was to construct a database of Industrial Heritage Sites, based on an existing list of Registered Tangible Cultural Properties, covering also the aspects of conservation and utilization, since no such database existed.

Using this database, the sites were then analyzed in regard to different factors, such as area, criteria, scale, main structures, state of conservation, utilization, and type of industry. As a result, different characteristics were identified.

## 1. はじめに

日本の近代化を支えた工場をはじめとする産業施設は、「産業遺産」や「近代化遺産」、そして「近代化産業遺産」の言葉とともに遺産としての認知が広まり、遺産保護のみならずまちづくりや観光からの注目も集まってきている。同時に、どのようにして保存するかという課題に面している。産業を終え人の手が入らなくなり、安全性や経済面での課題から解体される例が後を絶たない。「活用なくして保存なし<sup>1)</sup>」とも言われるように、用途を終えた場合の多い産業遺産の保存において、活用は重要なキーワードとされている。産業を終えた施設の保存・活用の手法を論じるためには、まずそれらの実態を把握しておくことが必要となる。

文化庁が1990年に開始した近代化遺産総合調査では、全国の都道府県教育委員会により近代化遺産の残存状況の調査が行われた。報告書では教育委員会ごとに異なる産業区分を用いており、森嶋は近代化遺産総合調査報告書と経済産業省による近代化産業遺産の資産を、産業大分類<sup>2)</sup>ならびに産業中分類<sup>3)</sup>に再分類することにより全国的なデータベースを構築し、両者の政策面における狙いの差を明らかにしている<sup>2)</sup>。しかし、近代化遺産総合調査は残存状況を把握し、保存・活用の基礎資料を作成するための調査であり、保存・活用の実態調査ではない。

産業遺産の保存・活用に関して文化財保護制度をみると、1996年に始まった、活用によってより多くの文化財建造物の保存を目指す<sup>3)</sup>登録有形文化財制度が挙げられる。内部の改造はすべて自由で、外観の改造も四分の一まで自由、建築年代の下限は建築後50年と、所有者の自主的な活用と保存を促すような緩やかな文化財の保護制度とも言われている<sup>4)</sup>。登録は、所有者が希望する場合は地方公共団体を通じて申し込みができ、また地方公共団体が文化庁に登録を

推薦することもある。そして文化審議会を経て文化財登録原簿へ登録となる。以上のことから、活用に、より重心を置いている文化財保護制度である登録有形文化財の産業遺産を対象にすることが、産業遺産の保存・活用の実態を把握するためには適切と考えた。

そこで本稿は、産業遺産の保存・活用の手法を論じるための前段階となる、保存・活用の実態について、活用を踏まえた文化財保護制度である登録有形文化財を事例として現状を整理する。登録有形文化財のうち生産にまつわる産業遺産として抽出したデータを整理することにより、今後の保存・継承の手法に示唆を与えるべく登録有形文化財制度を通じた産業遺産の保存・活用の現状を報告する。

## 2. 登録有形文化財制度と産業遺産

### 2. 1. 対象のデータベース化

登録有形文化財は2017年1月1日時点、総計10,881件あった<sup>5)</sup>。登録有形文化財は種類を示す種別1において、12の区分<sup>3)</sup>に分けられている。このうち、農林水産業といった第一次産業に該当する「産業1次」と、製造業といった第二次産業にまつわる「産業2次」に分類されている事例は1,203件あった。これらの事例について、公式データとして名称、種別1、建造物の種類についての種別2<sup>4)</sup>、構造、面積、登録年、所在地、登録基準<sup>5)</sup>、建設年代<sup>6)</sup>を収集し、そして本稿における項目として、産業中分類<sup>7)</sup>、産業小分類、主構造<sup>8)</sup>、活用状況<sup>9)</sup>を追加しデータベースとした。表1から表3に登録有形文化財の公式データならびに収集したデータを整理した。

1,203件を産業中分類に区分し直し、一次産業、二次産業に関係する事例1,203件のうち、軍事や第三次産業に再区分された計3件を除いた1,200件のうち、さらに堀や貯水施設等のその他工作物や土木構造物を抜いた建築物1,014件を分析の対象としている。

<sup>1)</sup> 筑波大学大学院世界文化遺産学専攻 大学院生・修士(世界遺産学)  
(〒305-8571 茨城県つくば市天王台1-1-1 共同研究棟A 211号室)

<sup>2)</sup> 筑波大学芸術系 教授・博士(デザイン学)

<sup>1)</sup> Graduate Student, Doctoral Program of World Cultural Heritage Studies, Univ. of Tsukuba, Master of World Heritage Studies

<sup>2)</sup> Prof., Faculty of Art and Design, Univ. of Tsukuba, Ph.D.

表1 収集したデータ

登録有形文化財の公式データ	名称、種別1、種別2、構造、面積、登録年、所在地、登録基準、建築年代
新たに追加した項目	産業中分類、産業小分類、主構造、活用状態

表2 対象とする種別1<sup>注3)</sup>と種別2<sup>注4)</sup>の内訳

区分	建築物	その他工作物	土木構造物	総計
産業1次	75	11	30	116
産業2次	942	138	7	1087
総計	1017	149	37	1203

表3 建築物を産業中分類<sup>注7)</sup>に再区分し  
第一次産業と第二次産業を抽出した結果

産業中分類	第一次産業	第二次産業				総計
		鉱業	醸造業	繊維業	その他	
総計	66	10	745	82	111	1014

## 2. 2. 地域分布

地域による産業遺産分布の特徴をみるため、地域別に産業中分類別の登録件数を図1に示した。各地域にて醸造業が大半を占めており、全国的な伝統産業の表れと言える。一方で、関東地方の繊維業、関西地方では第二次産業のうち窯業や製墨業といった、鉱業、醸造業、繊維業に含まれない第二次産業その他、四国地方では醸造業の比率が高いことが特徴として表れている。図2に示した都道府県別の産業中分類別件数をみると、群馬県の繊維業、奈良県そして三重県の第二次産業その他、香川県の醸造業が数多く登録されており、地域の特徴として表れてきたと考えられる。奈良県は第二次産業その他の割合が高く数も多くあり、多様な製造業が県内で栄えかつ遺産として認知されているという他都道府県の分布との相違が見取れる。群馬県は桐生市において鋸屋根織物工場をまちの特徴として発信しており織物工場が工場単体そして群としても登録され、繊維業の数が多くなっていた。また香川県でも同様に、群として醤油生産施設の蔵が多く登録されていた。東北地方では第一次産業が多く、第一次産業の登録数を都道府県別にみると、北海道、青森県、岩手県、秋田県、長野県、鹿児島県において数が認められた。

登録有形文化財の数は、産業施設に対する地域の遺産としての認知の広がりやを示している。施設の全体数の現況を示すわけではないことを留意したいが、しかし、遺産としての認知の特徴が表れていると言える。

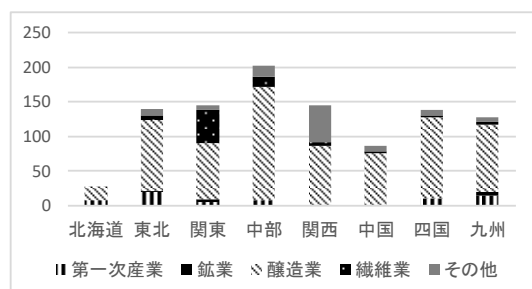


図1 地域別に見た産業中分類の件数

## 2. 3. 建築物の特徴

### (1) 主構造

構造に関する公式データに関して項目として、主構造を、「木造」、

「土蔵」、「煉瓦造」、そして石造やコンクリートブロック造の「その他組積造」、「木骨組積造、鉄骨組積造、鉄骨造」、「鉄筋コンクリート造」に区分した。表4から、木造が最多で次いで土蔵が多い。産業中分類別にみた際の特徴として、醸造業は土蔵造の蔵が多いことが明らかとなった。

表4 産業中分類別の主構造の件数

	第一次産業	第二次産業				総計
		鉱業	醸造業	繊維業	その他	
木造	46	5	329	49	73	502
土蔵造	5	0	344	10	14	373
煉瓦造	6	2	38	11	13	70
組積造(その他)	6	2	14	6	3	31
木骨組積造、鉄骨組積造、鉄骨造	1	0	14	3	2	20
鉄筋コンクリート造	2	1	6	3	6	18
総計	66	10	745	82	111	1014

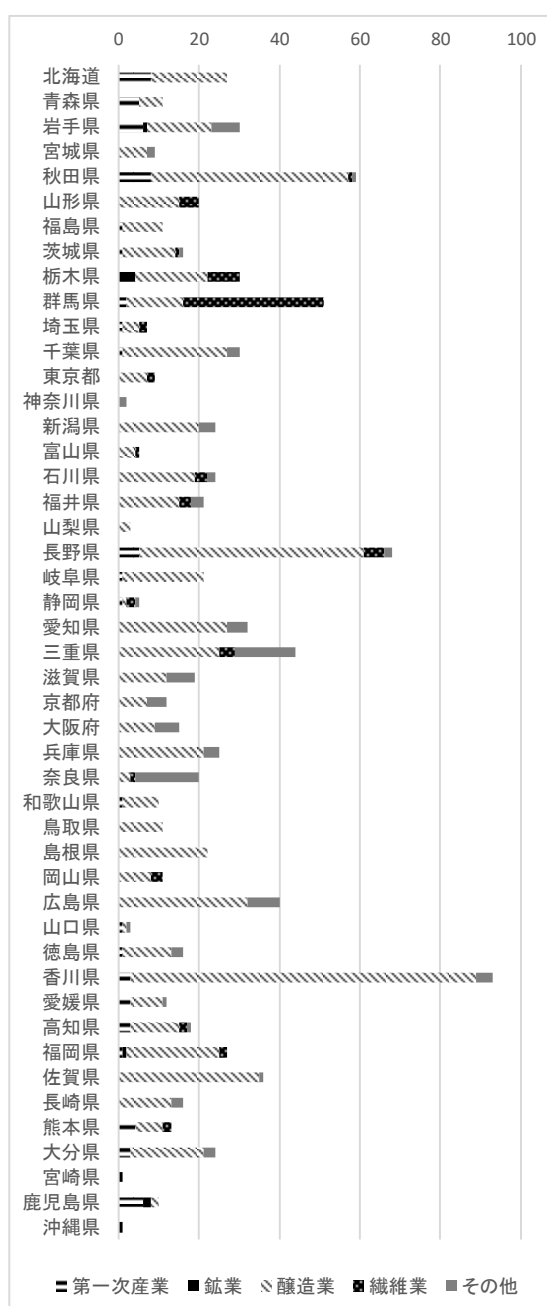


図2 都道府県別の産業中分類の件数

## (2) 面積について

図3では産業中分類別にみた面積分布を箱ひげ図で示した。醸造業は幅広い面積が確認され、また全産業を通して75%の事例が500㎡に収まっている。鉱業では産業過程の特徴上、大規模構造物が多いと予想したが面積の差が表れている様子がなく、産業の特徴と、登録される建築物は必ずしも一致しないと推察される。

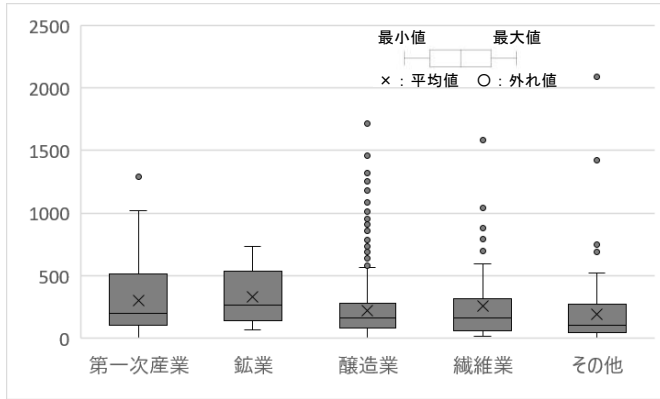


図3 産業中分類別の面積分布

また、主構造と面積を見てみると、1,000㎡を超える大規模建築物は木造9件、煉瓦造6件、土蔵4件、RC造1件、木骨組積造1件が確認され、煉瓦造や鉄筋コンクリート造といった近代材料以外の主構造にも大規模建築物があることが整理された。図4にて主構造別の面積分布を箱ひげ図にて示した。いずれの主構造においても、75%が500㎡以内に収まっている。

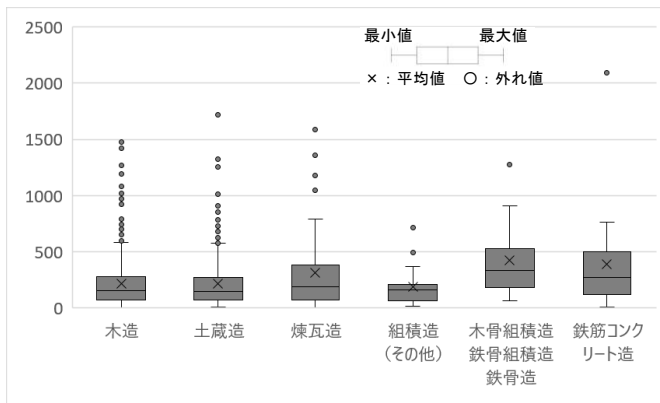


図4 主構造別の面積分布

## (3) 登録基準について

国登録有形文化財は、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の登録基準、「国土の歴史的景観に寄与しているもの(以下「歴史的景観」)、造形の規範となっているもの(以下「造形の規範」)、再現することが容易でないもの(以下「再現」)」の3つのいずれかに該当して登録される。主構造別に登録基準をみると表5に示すように、木造は「歴史的景観」を評価される(83.9%)一方で「再現」は3.2%だが、煉瓦造では「再現」(12.7%)、また木骨組積造では「再現」(11.8%)と、現在新たに建てられることのない構造に関しては、「歴史的景観」以外の建築技術的な面も高く評価されているといえる。

表5 主構造と登録基準

主構造	歴史的景観		造形の規範		再現		総計
	件数	%	件数	%	件数	%	
木造	422	84.1	64	12.7	16	3.2	502
土蔵造	324	86.9	34	9.1	15	4.0	373
煉瓦造	54	77.1	7	10.0	9	12.9	70
組積造(その他)	26	83.9	5	16.1			31
木骨組積造、鉄骨組積造、鉄骨造	15	75.0	2	10.0	3	15.0	20
鉄筋コンクリート造	10	55.6	7	38.9	1	5.6	18
総計	851	83.9	119	11.7	44	4.3	1014

## (4) 登録形態

同一敷地にある異なった機能を有する建築群を登録することは、特に産業遺産に関し、産業のシステムつまりストーリーを保存することにつながり、大きな意義があると考えられる。登録形態についてのみ建築物、その他工作物、土木構造物を合わせた計1,087件を用いている。同一住所に1件、または2件以上の登録かを住所ごとに計上したところ、表6のような結果となった。産業中分類別にみると、醸造業が特に同一住所に複数件登録(62.6%)されていることが明らかとなった。続いて第二次産業その他(37.2%)、繊維業(36.5%)、鉱業(17.6%)、第一次産業(16.5%)であった。醸造業は貯蔵する期間が産業過程にあり複数の蔵から成り立つことから、複数登録が多いと考える。また第一次産業に比べると、製造業は材料の保管から製造施設、住宅などより複雑な産業工程を有するために複数登録が多いと考える。一方で、鉱業は複数登録の割合低く、登録有形文化財制度を用いて面的に保護しづらい特徴を有していると推察する。

表6 第一次産業と第二次産業における面的登録の割合

産業大分類	産業中分類	単体(件数)	複数(件数)	複率率(%)
第一次産業	第一次産業	66	13	16.5
	鉱業	14	3	17.6
第二次産業	醸造業	111	186	62.6
	繊維業	33	19	36.5
	その他	49	29	37.2
総計		273	250	

## 2. 4. 登録有形文化財の産業遺産における活用状況

### (1) 事例の抽出と活用データの追加

活用状況について、1,014件において文献ならびにインターネットにて外部への公開を行っているか情報公開についてデータを収集し、データベースに追加した。登録有形文化財の活用の状況について、図5に示した。活用ありは、現役稼働として従来からの用途を継続し現役稼働している場合、また他の用途へと転用されて活用されている場合に分けた。そして活用なし、もしくは情報が不明の場合、の合計4種類に区分した。

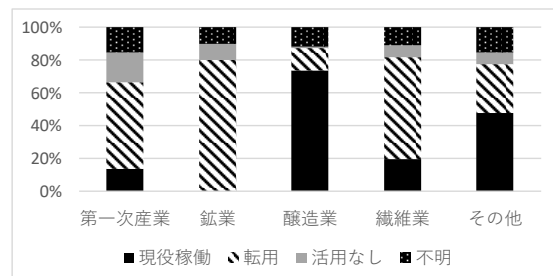


図5 産業中分類別に見た活用事例の割合

## (2) 活用状況

産業別に活用状況をみると、現役稼働の割合が高い順に、醸造業(74.0%)、繊維業(19.5%)、第一次産業(13.6%)であり、また転用の割合が高い順に、鉱業(80.0%)、繊維業(62.2%)、第一次産業(53.0%)、醸造業(13.3%)であった。酒や味噌、そして醤油に関する産業である醸造業は全国的に登録されており、これは従来から継続している日本人の食生活と密接にかかわる産業であることから現役稼働の割合が高く広範囲で多く登録されていると推測される。一方で鉱業では現役稼働の登録有形文化財がないことから、廃業した後にはどのように建造物を保存・活用するかという課題に面していると言えよう。同様に、第一次産業や国内で衰退し続けている繊維業の登録文化財においても現役稼働でない、つまり産業を終えた施設において、保存・活用の手立てが必要とされる。活用がなかった事例の中には解体に至り、登録を外された事例も確認されたことから、建築物を保存していくためには活用がキーワードであること、そのための用途が必要となることを指摘したい。

### 2. 5. 把握における問題点

登録有形文化財の種別の分類は各地方自治体の担当者による。同じ産業にまつわる施設を同一の区分の種別1にする場合と、工場は産業2次、住宅は住宅の区分に登録する場合が確認された。本項においては、産業遺産としての認知という視点をもって、生産にまつわる産業に関係する区分に分類されている事例を扱った。これらの条件下での調査結果であることに留意するべきである。

## 3. まとめ

本稿では産業1次、産業2次に区分された登録有形文化財の建築物1,017件を産業中分類別に区分し直し抽出した1,014件を対象にエクセル上にデータベースを構築し、保存・活用の実態を明らかにするために、産業中分類<sup>注7)</sup>、地域分布、建築物、活用の4点から現状整理を行った。調査によって明らかになった登録有形文化財の産業遺産の現状をまとめると、以下の点に要約できる。

### ①地域分布

産業中分類別に再区分し、地域分布をみることにより、第一次産業は東北地方、繊維業は群馬県、奈良県では多様な生産物の製造業である第二次産業その他が、醸造業は香川県において他の地域や都道府県と比較して遺産としてより高い認知が広まっているという特徴が現れた。また醸造業の数が全国的に多く、各地で伝統産業として存続し遺産としての認知が見出されている実態が整理された。

### ②建築物の特徴

面積は各産業中分類にて75%の事例が500㎡以内に分布していた。登録基準と主構造の関係から、木造は「歴史的景観」への寄与が84.1%において評価される一方で、煉瓦造や組積造では「造形の規範」(10.0%、16.1%)や「再現」(12.9%)について、また木骨造では「再現」(15.0%)、鉄筋コンクリート造は近代材料を用いた例として「造形の規範」(38.9%)が評価されていることが明らかになった。

21件が1,000㎡を超える大規模面積を有していた。主構造を見ると木造と土蔵が86.3%を占めているが、一方で鉄筋コンクリート造やコンクリートブロック造、煉瓦造といった近代材料による主構造も認められた。

### ③登録形態

産業遺産の特徴として、産業のストーリー、大規模建造物が多い、近代材料を用いた構造体、が挙げられる。ストーリーの点に着目して事例を整理すると、複数施設が同一住所に登録されている割合は、醸造業(62.6%)、その他(37.2%)、繊維業(36.5%)の順に多く、一方で鉱業(17.6%)は割合低く、産業工程の複雑さと登録形態は必ずしも一致していないことが明らかとなった。

### ④登録有形文化財制度を用いた産業遺産の活用状況

活用のされ方として、醸造業においては現役稼働が多く、一方で繊維業や鉱業では異なる用途による活用が割合高いことが明らかになった。登録有形文化財の産業遺産のうち醸造業が数多くあるが、現役稼働している施設が多く、日本人の従来からの食生活と密接に関係する醸造業においては、保存のためにはどのようにこれからも産業を継承していくかというアプローチが有用であろう。一方で、国外からの輸入に頼るようになった繊維業や第一次産業といった現役稼働の割合が低い産業遺産においては、使われなくなった建築物に対する保存・活用のための手立てが今後特に必要となるといえる。

活用の手法についてどのように整理することができるか、今後の課題としたい。

## 参考文献

- 1) 清水慶一：建物の見方・しらべ方 近代産業遺産，日本産業遺産研究会＋文化庁歴史的建造物調査研究会，pp.3-4, 1998
- 2) 森嶋俊行：近代化産業遺産の保存と活用に関する政策的対応の比較，E-journal GEL, Vol.9(2), pp.102-117, 2014
- 3) 大河直躬：21世紀の文化財保存への試金石 - 文化財建造物の保存と登録制度 - ，総覧登録有形文化財建造物5000，文化庁文化財部編著，p.26, 2005
- 4) 亀井伸雄：文化財登録制度による保存効果について，総覧登録有形文化財建造物5000，文化庁文化財部編著，p.29, 2005
- 5) 国指定文化財等データベース，文化庁，([http://kunitsitei.bunka.go.jp/bsys/index\\_pc.html](http://kunitsitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.html)) <2017/01/01アクセス>

## 注

- 注1) 森嶋による産業大分類は、産業、交通、土木、建築、軍事施設、その他の6区分。
- 注2) 森嶋による産業中分類は、第一次産業、鉱業、醸造業、繊維業、その他二次産業、第三次産業、の6区分。
- 注3) 登録有形文化財の種別1は、産業1次、産業2次、産業3次、交通、官公庁舎、学校、生活関連、文化福祉、住宅、宗教、治山治水、その他、の12区分。
- 注4) 登録有形文化財の種別2は、建築物、その他工作物、土木建造物、の3区分。
- 注5) (i) 国の歴史的景観に寄与しているもの、(ii) 造形の規範となっているもの、(iii) 再現することが容易でないもの。
- 注6) 登録有形文化財の建設時代は、江戸、明治、大正、昭和の4区分。
- 注7) 本稿における産業中分類として、第一次産業、鉱業、醸造業、繊維業、二次その他、第三次産業、交通、土木、軍事産業の9つに分けた。そのうち、第一次産業、第二次産業として鉱業、醸造業、繊維業、その他、を対象とした。第二次産業その他は、窯業や製墨、製菓といった鉱業、醸造業、繊維業に区分されない製造業を指す。
- 注8) 主構造として、木造、土蔵造、煉瓦造、組積造(その他)、木骨組積造・鉄骨組積造・鉄骨造、鉄筋コンクリート造、に区分した。
- 注9) 活用の形態を知るため、現役稼働、転用(異なる用途での活用)、活用なし、不明、の4区分を設けた。

[2017年6月6日原稿受理 2017年8月2日採用決定]